

## 福島市国際交流協会ボランティア登録制度要綱

### 1. 趣旨

この要綱は、市民が多文化共生による地域づくりや国際交流に関するボランティア活動に参加することにより、地域における担い手となり、外国出身市民等が暮らしやすい環境づくりと国際交流が促進されることを目的に、福島市国際交流協会（以下「協会」という。）が設置する「福島市国際交流協会ボランティア登録制度」に関し必要な事項を定める。

### 2. 主催 福島市国際交流協会

### 3. 活動内容

#### (1) 日本語ボランティア

外国出身者や外国につながる子どもたちへの日本語学習支援を行う。

#### (2) 通訳・翻訳ボランティア

協会事業や外部依頼に基づく外国人生活支援のための通訳・翻訳を行う。

#### (3) ホストファミリーボランティア

留学生や外国出身者、日本を訪問した外国人のホームステイ(宿泊)やホームビジット(日帰り)の受入れを行う。

### 4. 登録資格

#### (1) 日本語ボランティア

(ア) 福島市内で活動できること

(イ) 満 18 歳以上であること

#### (2) 通訳・翻訳ボランティア

(ア) 福島市内で活動できること

(イ) 満 18 歳以上であること

(ウ) 日常会話程度の語学レベルを有すること

#### (3) ホストファミリーボランティア

(ア) 福島市内に居住していること

(イ) 家族全員がホームステイ、ホームビジットの趣旨を理解し、登録することに賛同していること

### 5. 登録期間

登録期間は登録した年度を含めて 3 年度とし、特に辞退の申し出がない場合は引き続き登録を継続するものとする。

なお、連絡が一定期間取れない場合、本人より申し出があった場合、登録者として

不適格であると認められる場合には登録を取り消す。

6. 報酬及び実費負担

実際の活動に係る報酬および交通費等の実費負担については、別途事業ごとに定めるものとする。

7. 個人情報の取り扱い

ボランティア登録に際して協会が提供を受けた個人情報については、ボランティア活動の通知、連絡、協会が作成する統計情報、保険の加入についてのみ使用し、第三者へ開示・提示することはないものとする。

8. 秘密の保持

登録者はボランティア活動によって知り得た情報を他人に知らせまたは目的外に使用してはならないものとする。

9. 事故の責

ボランティア活動から生じた損害について、当協会は一切その責任を負わないものとする。(ただし、当協会を通してボランティア活動保険に加入しているものや、事業においてボランティア行事保険に加入している場合は、保険の範囲内で対応する。)

10. その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は令和2年9月1日から施行する。